

大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想

平成23年9月

守 口 市

目 次

第1章	バリアフリー基本構想策定にあたって	
1.	基本構想策定の背景	1
2.	基本構想の位置付け	3
第2章	守口市の概況	
1.	位置及び市の概況	4
2.	大日交差点周辺の現況	4
3.	人口、高齢化率等の推移	5
第3章	市民意向の把握	
1.	市民アンケート調査からの把握	7
2.	現地視察からの把握	11
第4章	バリアフリー化推進に関わる基本理念と基本方針	
1.	基本理念	14
2.	基本方針	14
第5章	重点整備地区の区域の設定、生活関連施設及び生活関連経路等の選定	
1.	重点整備地区の要件	18
2.	重点整備地区の区域の設定	19
3.	生活関連施設及び生活関連経路等の選定	20
第6章	重点整備地区における整備目標	
1.	実施する特定事業等	21
2.	整備目標時期	21
3.	実施する特定事業等の方針と整備概要	22
第7章	バリアフリー化の推進に向けて	28
1.	市民の皆様の役割	
2.	各事業者の役割	
3.	行政の役割	
4.	スパイラルアップ	
	<参考資料1>	29
	大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	
	<参考資料2>	31
	大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会名簿	
	<参考資料3>	32
	大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想策定の経緯	

第1章 バリアフリー基本構想策定にあたって

1. 基本構想策定の背景

わが国では、急速に高齢化が進んでおり、平成 25 年（2013 年）には国民の4人に1人が 65 歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予測されています。

こうした中、高齢者や障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが社会的課題となっており、平成 12 年（2000 年）11 月には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）」が施行されました。そして、交通バリアフリー法を総合的に推進するため、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」の2法を統合し、平成 18 年6月 21 日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という。）」が公布され、平成 18 年 12 月 20 日に施行されました。

守口市においては、平成 13 年度に京阪滝井駅周辺地区、平成 15 年度に京阪守口市駅周辺地区、平成 19 年度に京阪西三荘駅周辺地区、平成 22 年度に京阪土居駅周辺地区のバリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化に取り組んでいます。

また、大日交差点周辺地区においては、平成 20 年度に大日駅周辺地区バリアフリー化勉強会を設置し、「大日駅周辺地区バリアフリーに関する構想」をとりまとめましたが、今回、大日交差点周辺地区を対象に、駅や周辺道路、建築物などのバリアフリー化をさらに推進するため、バリアフリー新法に基づいた「大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

- ・ 移動等の円滑化の意義及び目標
- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針

関係者の責務

- ・ 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・ 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・ 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・ 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

- ・ 以下の施設について、新設等の際し移動等円滑化基準に適合させる義務
- ・ 既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・ 旅客施設及び車両等
- ・ 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・ 一定の路外駐車場
- ・ 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・ 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等の際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務
（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を掲載

協議会

協議

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・ 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例

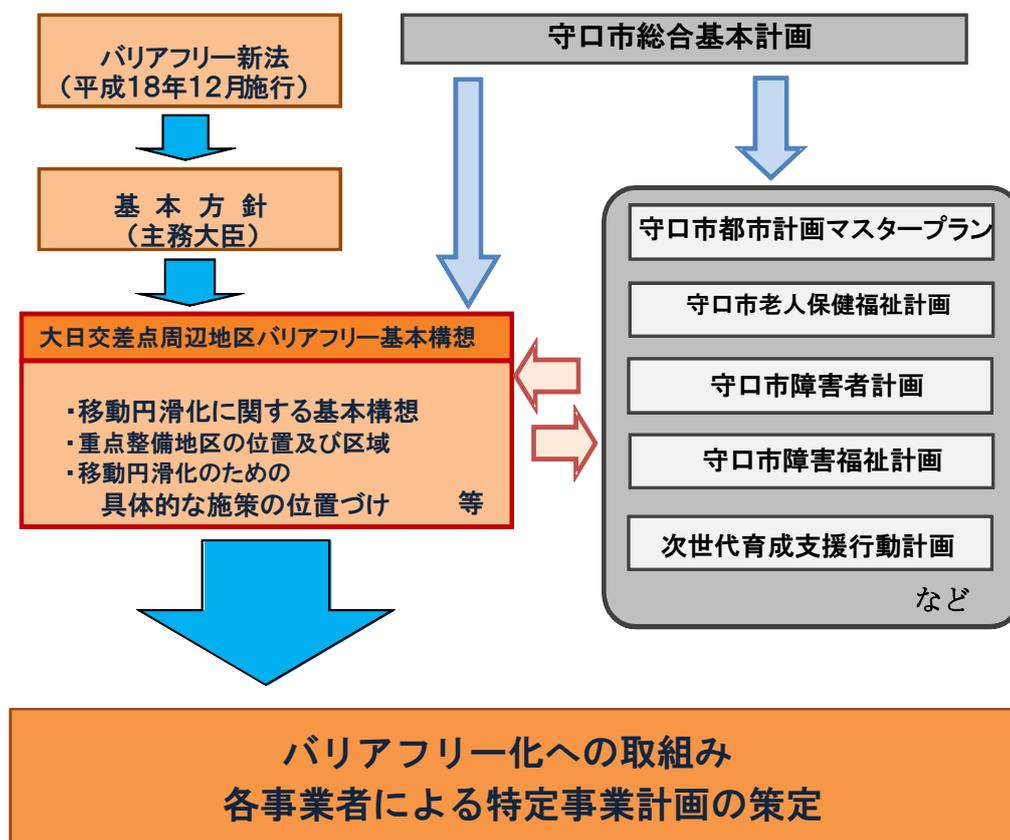
移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

2. 基本構想の位置付け

バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法および国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき「重点整備地区」を選定し、バリアフリー化を重点的・一体的に進めるため策定するものです。

また、基本構想策定に際しては、市の上位計画である守口市総合基本計画に即し、また、各計画と整合・連携し作成するもので、市民の理解や協力のもと重点整備地区を中心にバリアフリーに関する事業を実施することにより、安全かつ円滑に移動できるまちづくりを効果的に進めていきます。（下図参照）



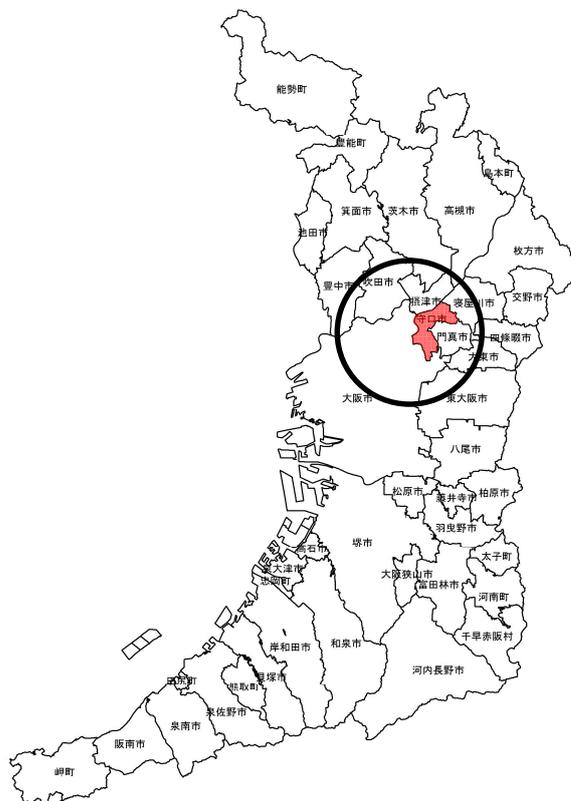
第2章 守口市の概況

1. 位置及び市の概況

本市は、大阪平野のほぼ中央部、淀川の左岸に位置し、南及び西は大阪市、東に門真市と寝屋川市が接しています。

本市の市域面積は 12.73k m²で、淀川の沖積による平坦地であり、淀川河川敷を除く全域が既成市街地となっています。

鉄道網については、京阪本線、地下鉄今里筋線、地下鉄谷町線、大阪モノレール線が通っており、8つの駅を有しています。また、道路網については、広域的な幹線道路である、国道1号、国道163号、阪神高速、近畿自動車道、大阪中央環状線、大阪内環状線、府道京都守口線などが整備され、交通の利便性は高いといえます。



2. 大日交差点周辺の現況

大日交差点周辺は、市域の北部に位置し、国道1号と大阪中央環状線の交差点であり地下鉄谷町線大日駅、大阪モノレール線大日駅があります。自動車交通量が、非常に多いことから、交差点地下には地下道が整備されています。

また、大日交差点周辺では、駅前交通広場を中心に、大規模商業施設、高層共同住宅、医療施設等が立地しています。



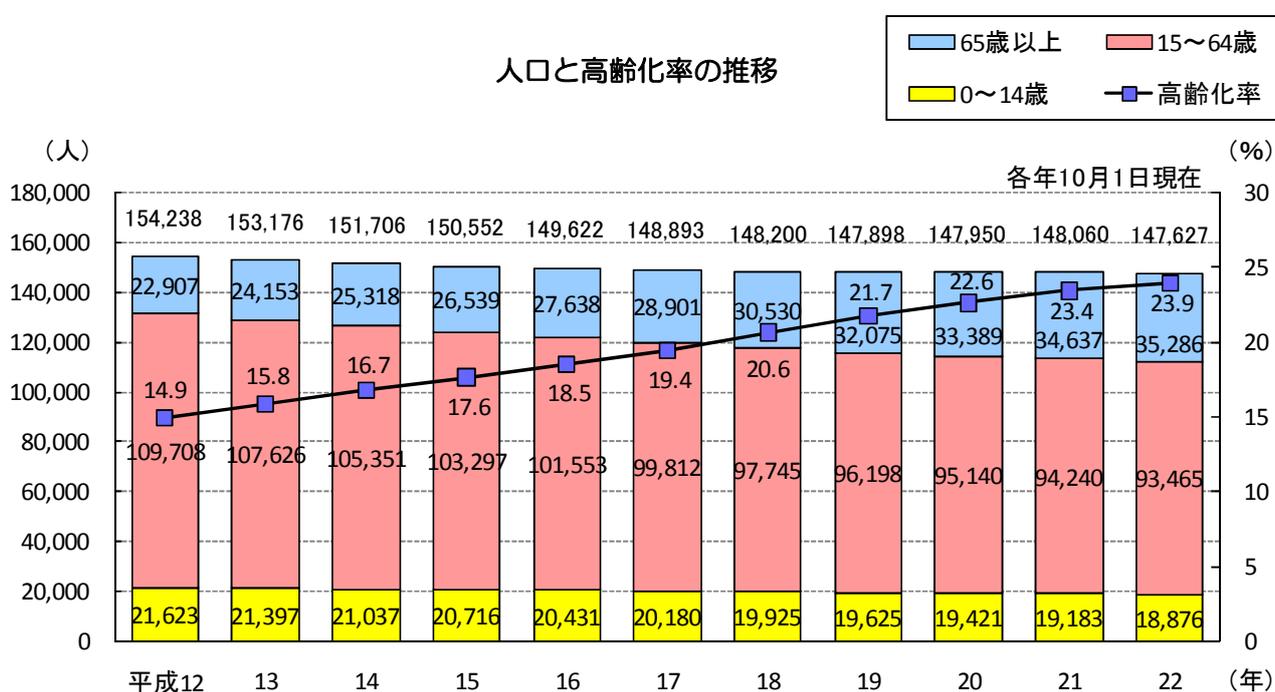
3. 人口、高齢化率等の推移

(1) 人口、高齢化率の推移

平成12年に154,238人であった本市の人口は、平成19年に147,898人まで減少し、その後微増減しながら、平成22年10月1日現在で、147,627人となっています。

一方、本市の65歳以上の人口は年々増加しており、平成22年10月1日現在で、35,286人となっています。

そのため、平成12年に14.9%であった高齢化率は年々増加し、平成22年10月1日現在で、23.9%となっています。



資料：市民生活部市民課（住民基本台帳及び外国人登録人口）

(2) 出生数の状況

平成17年度に1,155人であった本市の出生数は、微増減しながら平成22年度は1,077人となっています。

出生数の状況

	出生数 (人)					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
守口市	1,155	1,170	1,131	1,155	1,115	1,077

各年度末現在

資料：市民生活部市民課（住民基本台帳）

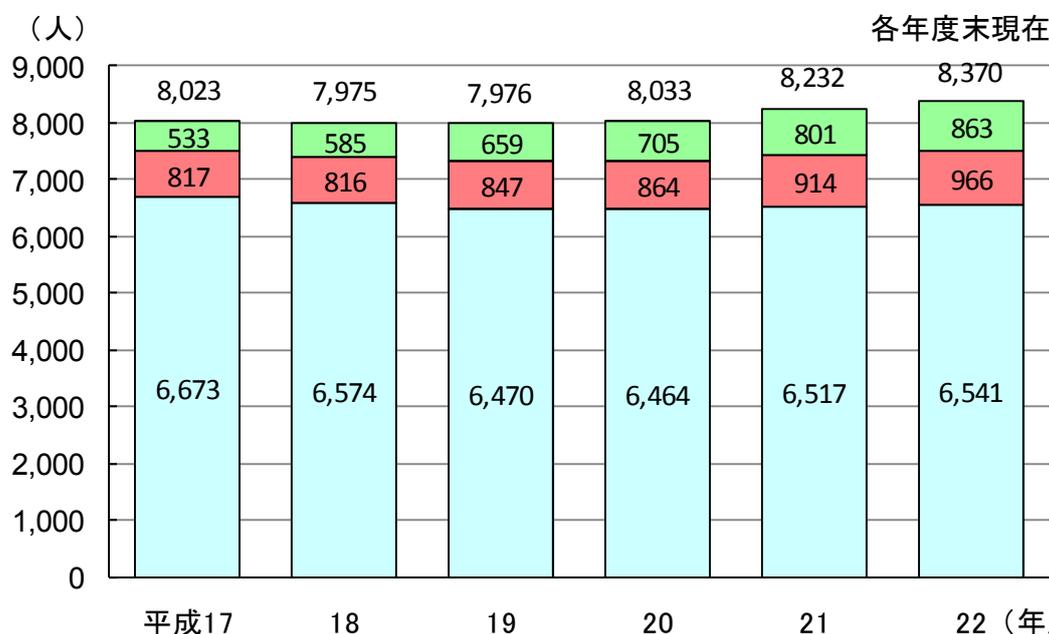
(3) 障害者数の状況

本市の障害者手帳所持者は、平成18年度から増加しており平成22年で8,370人となっており、その内訳は身体障害者手帳所持者が6,541人、療育手帳所持者（知的障害）が966人、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障害）が863人となっています。

なお、身体障害者における障害種別では、「肢体不自由」が3,709人と最も多く、次いで「内部障害」が1,712人となっています。

守口市の障害者手帳所持者の推移

□ 身体障害者手帳所持者 □ 療育手帳所有者 □ 精神障害者保健福祉手帳所持者



資料：福祉部障害福祉課

障害種別の内訳

(人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障害	6,673	6,574	6,470	6,464	6,517	6,541
視覚障害	567	545	526	509	492	476
聴覚障害	487	482	486	518	550	556
音声言語障害	93	86	87	85	86	88
肢体不自由	3,813	3,739	3,676	3,689	3,713	3,709
内部障害	1,713	1,722	1,695	1,663	1,676	1,712
知的障害	817	816	847	864	914	966
精神障害	533	585	659	705	801	863

資料：福祉部障害福祉課

第3章 市民意向の把握

大日交差点周辺において、駅や歩道等を移動する際に不便な点があるかなど、利用者の意向を把握するため、平成20年11月に地域住民、周辺地域（大日駅から約700mの範囲）の病院、介護施設、公共施設等の利用者、大日地下道利用者（平日、休日）、庭窪小・中学校の児童・生徒、障害者団体に対しアンケート調査を行い、個人意見691票、障害者3団体の回答を得ました。

また、平成20年度に地域住民及び身体障害者団体等とともに現地調査を行っていましたが、さらに、本基本構想策定協議会においても再度、現地視察を行い、利用者の立場から問題点を抽出しました。

1. 市民アンケート調査からの把握

（実施日：平成20年11月）

回答者の属性

回答者全体の性別を見ると、男性254名（36.8%）、女性425名（61.5%）、不明12名でした。

また、年齢別では、20歳以下が36名（5.2%）、20～65歳が355名（51.4%）、65歳以上が297名（43.0%）、不明3名となっています。

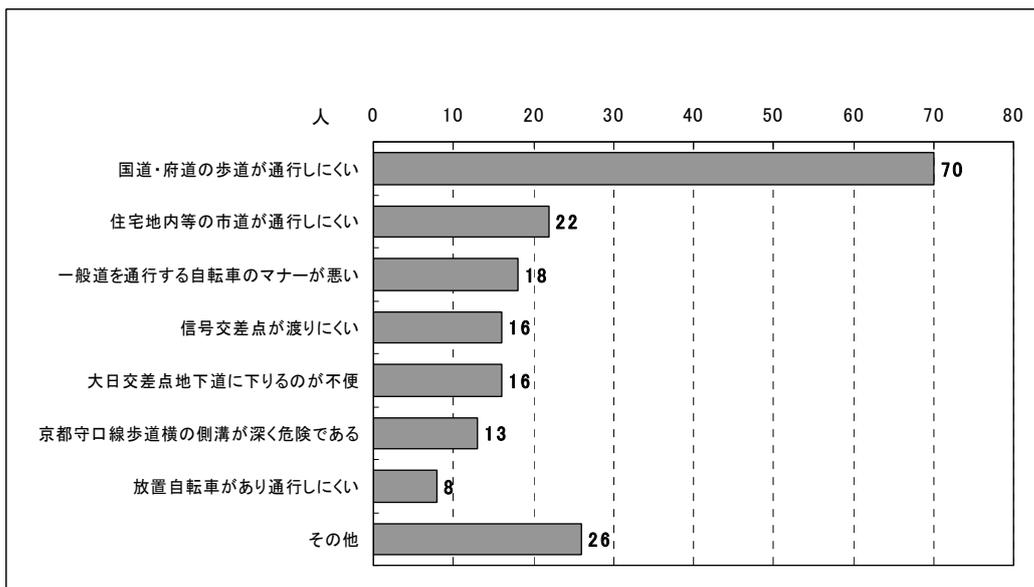
（1）大日地下道周辺の経路で不便と感じられる点（回答者：全対象者）

経路で不便と感じられる点としては、「国道や府道の歩道が通行しにくい」が最も多くなっており、次いで「住宅地内の市道が通行しにくい」、「一般道の自転車のマナーの悪さ」が挙げられます。

国道や府道の不便と感じられる主な理由としては、「歩道の狭さ」や「自転車と歩行者が分離されていない点」などであり、路線別で見ると府道京都守口線（寝屋川方面）や大阪中央環状線（門真方面・南西側歩道）を挙げる意見が多くなっています。

また、「大日駅前交差点や月出町交差点における青信号横断時間の短さ」や、「大日交差点の横断歩道廃止に伴う不便さ」なども意見としてあげられており、地上での幹線道路の横断に対する不便さが伺えます。

一方、障害者団体からの意見として、地下道から公共施設までの視覚障害者誘導用ブロックが未設置な箇所があることが不便な点として挙げられています。



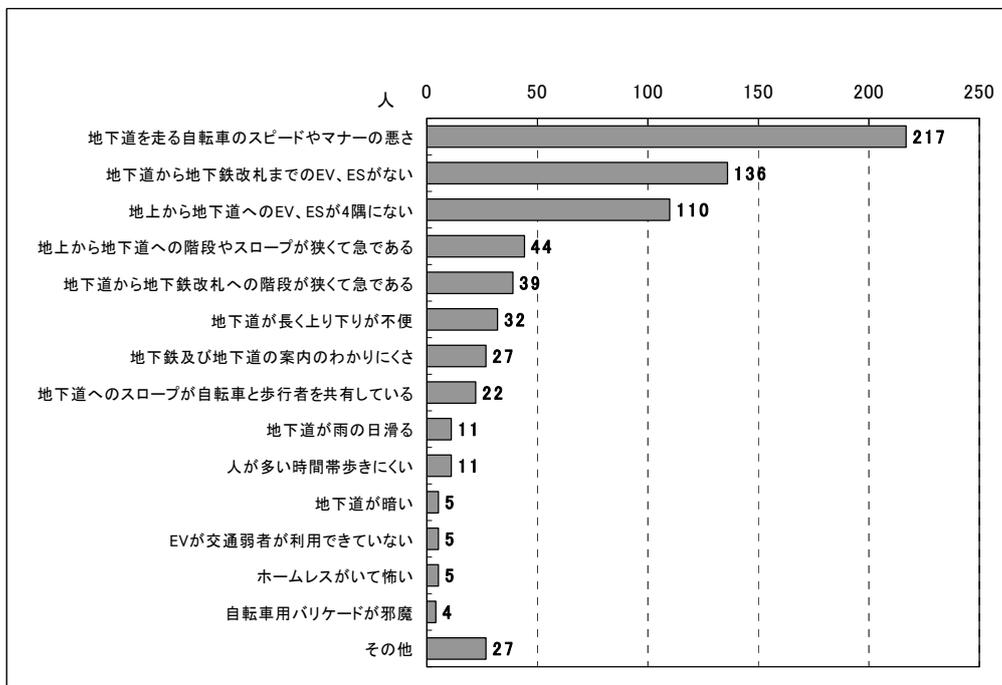
(2) 大日地下道、大日駅で不便と感じられる点（回答者：全対象者）

地下道内で不便と感ずる点については、「地下道を走る自転車のスピードやマナーの悪さ」が最も多くなっており、地下道内を通行する歩行者の大多数が危険と感じていることが伺えます。

次いで、「地下道から地下鉄改札までのエレベーター、エスカレーターがない」「地上から地下道へのエレベーター、エスカレーターが4隅にない」となっており、特に下りのエスカレーターが何処にも設置されていない地下道から地下鉄改札までについては、多くの利用者が不便を感じています。

また、「地上から地下道への階段やスロープが狭くて急である」、「地下道から地下鉄改札への階段が狭くて急である」など、階段やスロープの勾配や幅員の狭さについて不便に感じている人も多く、特に地上から地下道へのスロープについては、自転車とベビーカー等との行き来ができないことや、自転車が乗車したままスロープを下りてくることに対して、「地下道へのスロープが自転車と歩行者を共有している」ことに対しても不便を感じています。

次いで、「地下道及び地下鉄の案内のわかりにくさ」など、地下道内や地上の目的地に対しての案内がわかりにくく不便であるとの意見も比較的多くあります。

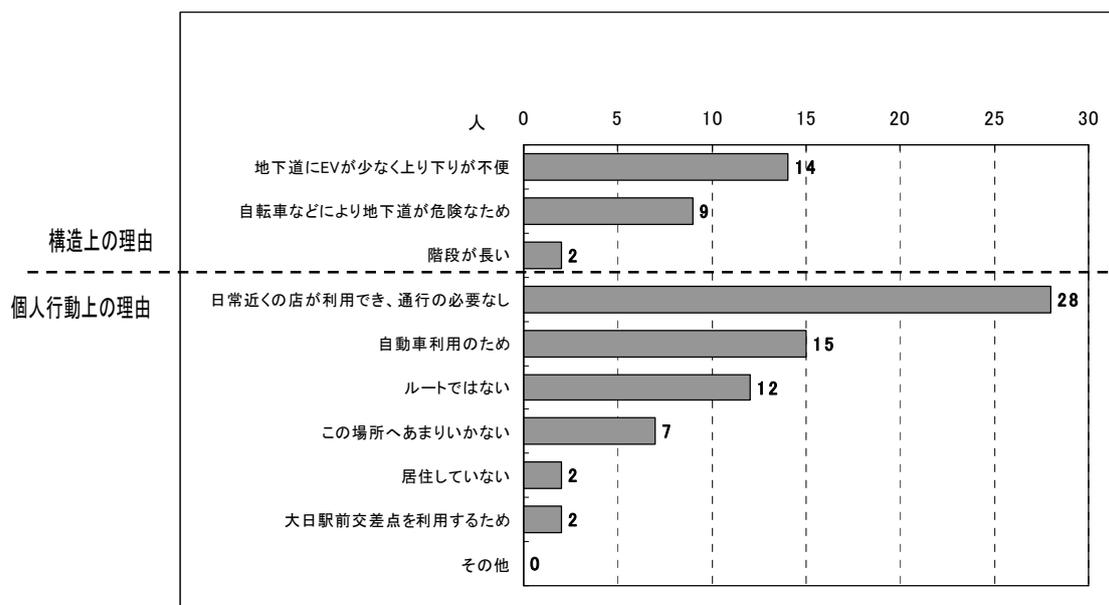


(3) 大日地下道を利用しない理由（回答者：地域住民、施設利用者）

大日地下道を利用しない理由としては、大日地下道の構造上の理由と個人行動上の理由に分けられます。

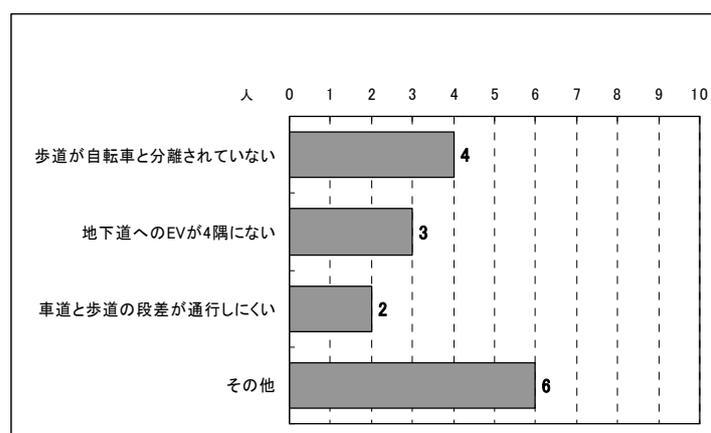
構造上の理由としては、「地下道にエレベーターが少なく上り下りが不便」が最も多く、次いで「自転車などにより地下道が危険なため」となっています。

個人行動上の理由としては、「日常近くの店が利用でき、通行の必要なし」が最も多く、次いで「自転車利用のため」、「ルートではない」などとなっています。



(4) 大日地下道以外の迂回路で不便と感じられる点（回答者：地域住民のみ）

大日地下道以外の迂回路で不便と感じられる点としては、「歩道の自転車と歩行者が分離されていない」「車道と歩道の段差が通行しにくい」などが挙げられていますが、いずれも意見としては少数です。



(5) バリアフリー化に対する要望（回答者：全対象者）

バリアフリー化に対する要望としては、「地上から地下道へのエレベーター、エスカレーターを四隅に設置」が最も多く、次いで「地下道から地下鉄改札までのエレベーター、エスカレーターの設置」となっており、(3)の地下道内で不便を感じられる点多かった回答が要望としても回答数が多くなっています。

なお、これらの意見は特に、現在エレベーターが設置されていない南西地域や北東地域で地上出入口へのエレベーター等の設置を望む率が高くなっています。

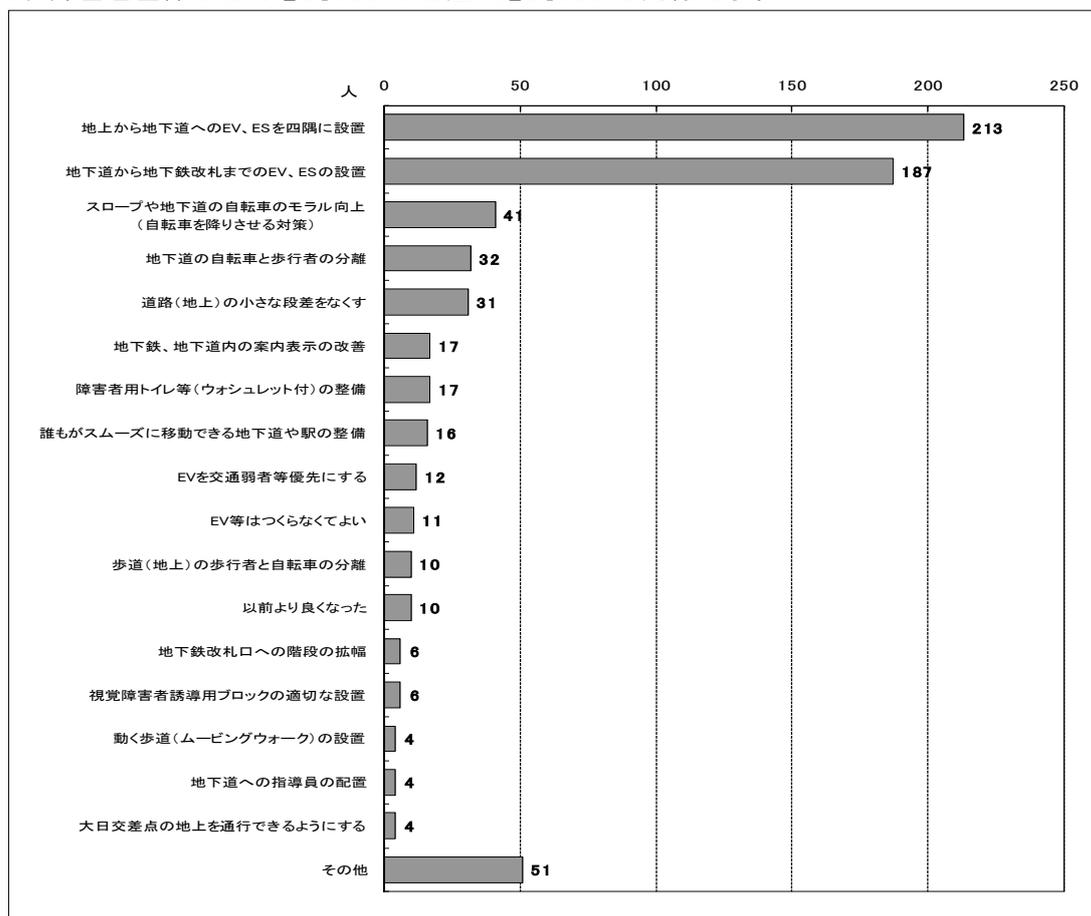
次いで、(3)の地下道内で不便を感じる点多かった「地下道を走る自転車のスピードやマナーの悪さ」に対する、「自転車のモラル向上」や「地下道での自転車と歩行者の分離」などが望まれています。

また、「地下鉄、地下道内での案内表示の改善」なども意見として比較的多く挙げられました。

地上では、「道路の小さな段差をなくす」、「歩道上の自転車歩行者の分離」、「視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置」などが整備要望として挙げられています。

一方、「以前より良くなった」など、現在の整備を評価する声も聞かれました。

なお、障害者団体からの意見としても個人意見とほぼ同様です。



【障害者団体からのバリアフリー化に対する要望】

- ・ 地上各方面から地下鉄改札までの一連のエレベーター整備
- ・ 駅から医療及び公共施設等への連続的な視覚障害者誘導用ブロックの整備
- ・ 地下道内の案内サインの充実（特に音声式）
- ・ 照明灯や階段の点字表示など視覚障害者が判断しやすい施設の充実
- ・ 地下道内で乗車しての自転車通行禁止 等

2. 現地視察（タウンウォッチング）からの把握

（実施日：平成20年11月7日及び平成23年7月27日）

（1）視察結果

施設	主な意見
国道一号	<p>（大阪方面）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北側のバス停付近の歩道が狭く通行しにくい。 （特に通勤時は、バス待ちの客もいるので更に狭くなる） <p>（京都方面）</p> <p>【東側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下道から公共施設（ムーブ21）等への視覚障害者誘導用ブロックが一連で設置されていない。 ○植栽が手入れされてなく、歩道に出ている。 ○公共施設（ムーブ21）の南西角の見通しが悪い。 ○車道と民地に高低差があるため、歩道の横断勾配が急である。 <p>【西側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○西側の歩道に一部障害物があり通行しにくい。 （飛び出した標識の基礎） ○目の粗いグレーチングを改善してほしい。 ○歩道の目地に段差がある。
大日地下道	<ul style="list-style-type: none"> ○地上から地下道までのエレベーターが四隅に無く不便。 ○階段やスロープが狭くて急である。（④、⑤、⑥出口） ○地下道内を走る自転車のスピードやマナーが悪く通行する際に危険。 ○⑤、⑥出入口付近はヘアピンカーブとなっている。 ○スロープを自転車と歩行者が共有しており、歩行者（特に交通弱者）は通行しにくい。 ○地下道内の案内が分かりにくい。（エレベーターの位置、目的地を示す出口番号等） ○商業施設側のエレベーターに向かう手前のスロープに、滑り止めのゴムが使用されており 車椅子の利用者にとっては通行しにくい。



施設	主な意見	
大阪中央環状線	<p>(門真方面)</p> <p>【東側】</p> <p>○歩道部の車止めが2列に並んでおり、視覚障害者や車椅子利用者にとっては通行しにくい。</p> <p>【西側】</p> <p>○西側の歩道が植栽帯により狭くなっており通行しにくい。</p> <p>○歩車道境界の段差が分かりにくい。</p>	
府道京都守口線	<p>(寝屋川方面)</p> <p>○商業施設以北の歩道が狭く通行しにくい。</p> <p>○一部歩道横の側溝が深く危険。</p> <p>○一部歩道上に電柱があり歩道が狭く通行しにくい。</p> <p>○大日駅前交差点の府道京都守口線を横断する際、歩行者用青信号の時間が短い。</p> <p>○歩道部の車止めが2列に並んでおり、視覚障害者や車椅子利用者にとっては通行しにくい。</p> <p>○大日駅前交差点の音響信号が車の騒音などで青信号を知らせる音が聞こえにくい。</p>	
市道八雲46号線	<p>○歩道設置または、車道・歩道の色分けなどで歩行者との分離を考えてほしい。</p> <p>○車道の舗装状態が悪いので、修繕が必要。</p>	
市道八雲47号線	<p>○八雲東小学校横にある工場裏のブロック塀で先の見通しが悪い。</p> <p>○八雲東公民館へ分岐する交差点で、歩道の切り下げがない。</p>	
市道八雲49号線	<p>○歩車境界ブロックの改善が必要。</p>	

施設	主な意見	
大日駅前周辺	<p>(大日駅前広場) ○視覚障害者誘導用ブロックの色が薄い箇所がある。</p> <p>(住宅地内道路) ○休日は商業施設駐車場へ向う車で周辺道路が混雑している。</p>	
市営地下鉄谷町線 大日駅	<p>○北東側の階段が狭くて急であり危険である。</p> <p>○地下道内の案内が分かりにくい。 (エレベーターの位置、目的地を示す出口番号等)</p>	
守口市生涯学習情報センター ムーブ21	<p>○施設内の視覚障害者誘導用ブロックの色が黄色ではなく、タイルと同系色であるため、分かりにくい。</p> <p>○施設の入り口から受付や案内板までの視覚障害者誘導用ブロックが必要。</p>	
守口敬仁会病院	<p>○エスカレーターに音声案内が必要。</p>	

第4章 バリアフリー化推進に関わる基本理念と基本方針

1. 基本理念

大日交差点周辺地区のバリアフリー化については、平成18年12月に施行された「バリアフリー新法」により拡充された建築物等の対象施設やソフト施策についても検討を行うこととします。

また、第五次守口市総合基本計画における「育つ・にぎわう・響きあう・人と心が集うまち 守口」を実現するため、地域住民や来訪者などだれもが快適で移動しやすい環境の整備を目指します。

さらに、ハード面のバリアフリー化とともに、市民の皆様が高齢者や障害者の方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行う「心のバリアフリー」の啓発に努めます。

2. 基本方針

(1) 道路

重点整備地区内の生活関連経路については、高齢者、障害者等の市民の誰もが安全で安心して移動できるように、今後、優先的にバリアフリー化の整備を進めます。

- 歩道の有効幅員の確保／勾配の改良／横断歩道に接続する歩道の改善
歩道舗装の改良・修繕／視覚障害者誘導用ブロックなどの設置 等

(2) 鉄道駅

「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」に基づき、バリアフリー化の整備を進めます。

- 移動経路の円滑化／トイレの機能向上／利用しやすい券売機・改札機 等

(3) バス事業

「移動等円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」に基づき、ノンステップバスの導入や案内板など、バリアフリー化の整備を進めます。

- バス車両のバリアフリー化 等

(4) 信号・交通規制

高齢者、障害者等の市民の誰もが、生活関連経路を安全で安心して移動できるように、音響式信号や路面標示などのバリアフリー化の整備を進めます。

- 信号機の整備／違法駐車対策 等

(5) 公園

「都市公園移動等円滑化基準」に基づき、公園の出入口の幅員を確保するなど、バリアフリー化の整備を進めます。

(6) 生活関連施設

「建築物移動等円滑化基準」に基づき、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内の通路など、バリアフリー化の整備を進めます。

(7) 誰にでもわかりやすい案内表示の推進

高齢者、障害者等だけでなく、健常者も含めて誰もが無理なく認識できるように、点字やピクトグラム（絵文字）などわかりやすい案内表示の推進に取り組みます。

(8) バリアフリー教育の徹底

高齢者、障害者等への接遇や介助方法の啓発について継続的に取り組みます。

(9) 積極的で柔軟な事業計画

バリアフリー新法やガイドラインの基準を最低ラインと捉え、事業計画の策定にあっては、日々進められている新しい技術開発や整備箇所の特長などを考慮し、市民誰もが安全で安心して移動できるように、バリアフリー化の整備を進めます。

(10) やさしさ広がるまちづくり

道路や駅舎のバリアフリー化を進めることとあわせて、市民の協力は必要不可欠であることから、市民みんなが身近なところから、思いやりのある心で自ら進んで行動できることをはじめ、やさしさが広がるまちづくりの啓発活動を進めます。

(11) 高齢者・障害者等への配慮事項

本基本構想は、高齢者・障害者等が公共交通機関を利用し移動する際、ハンディキャップを持っていることを考慮し、安全で安心かつ身体の負担が少なく移動できるようにしていく必要があります。

そのため、高齢者や障害者をはじめ、妊産婦、けが人などの一時的な移動制約者を含めて、移動する際のハード整備や情報伝達などのソフト整備を進める上で、次のようなことに配慮していく必要があります。

ただし、ここで示している事項は、代表的なものであり、すべての事項ではありません。バリアフリー化を進める際は、各事業者は最低限に配慮すべき事項であると理解した上で取り組むとともに、多様なニーズの把握に努めることも必要です。

1) 高齢者

- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- 段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げや踏面の高さや広さに配慮する。
- 長距離の歩行は体への負担がかかるため、休憩スペースの設置に配慮する。
- 危険回避能力が衰えているため、安全性に配慮する。
- 券売機等の機器類の操作は単純に、音声案内や色・大きさに配慮する。

2) 車いす利用者

- 車いすの全幅に加え、ハンドリムを操作できる幅員を確保する。
- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- 傾斜路を設ける際は勾配や長さに配慮する。
- 押したり、手前に引いたりする扉などは開けにくいいため、扉の形状に配慮する。
- 券売機・自動販売機や案内板などの高さに配慮する。
- トイレなどの手すりの高さや介助スペースなどに配慮する。

3) 視覚障害者・杖利用者

- 視覚障害者用ブロックの連続性や音響・音声案内などに配慮する。
- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- 段差が生じる箇所には手すりを設け、蹴上げや踏面の高さや広さに配慮する。
- 壁面の突出物等は認識できないため、高さや構造に配慮する。
- 杖の振り幅があるため、出入口の幅に配慮する。
- 杖の底面が小さいので、グレーチングや蓋などの構造に配慮する。
- 弱者は、個人差があるため、文字の大きさや色づかい、照明などに配慮する。

4) 聴覚障害者

- 視覚による情報案内の配置には連続性に配慮する。
- 緊急の際、視覚による情報伝達に配慮する。

5) 知的障害者

- 言語による意思伝達の不足を補うための絵・写真などの視覚的手段に配慮する。
- 券売機等の機器類の操作は単純に、音声案内や色・大きさにも配慮する。
- 保護者や介護者などと一緒に行動することに配慮する。

6) 精神障害者

- リラックスできる環境づくりに配慮する。
- 休憩できる場所の設置に配慮する。
- 保護者や介護者などと一緒に行動することに配慮する。

7) 内部障害者

- 休憩できる場所の設置に配慮する。
- オストメイト対応のトイレの設置に配慮する。

8) 一時的な移動制約者（妊産婦・けが人）

- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 妊産婦は足元が見えない上、前かがみの姿勢が難しいなどの動作に配慮する。

9) 子ども連れ

- できる限り段差は設けないよう配慮する。
- 路面や床面は平坦で滑りにくい素材の仕上げに配慮する。
- おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどの設置に配慮する。
- 休憩や授乳ができる場所を設けるよう配慮する。
- 保護者などと一緒に行動することに配慮する。

10) 子ども

- 低い位置からの視認性や操作性に配慮する。
- 図示や記号化などわかりやすい情報提供に配慮する。

11) 外国人

- 情報伝達のサインなどの外国語表記に配慮する。
- 図示や記号化などわかりやすい情報提供に配慮する。



第5章 重点整備地区の区域の設定、生活関連施設及び生活関連経路等の選定

1. 重点整備地区の要件

バリアフリー新法は「高齢者や障害者等の移動及び施設の利用上の利便性の向上を促進する」ことを目的としており、重点整備地区は「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設）の所在地を含み、かつこれらの施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること」と規定しています。

なお、重点整備地区の要件等がバリアフリー新法において次のとおり定められています。

【重点整備地区の要件】

- ◆生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区
 - ◇生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設、福祉施設などの特別特定建築物がおおむね3以上あること
 - ◇地区の面積はおおむね400ha未滿
 - ◇施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲
- ◆移動等円滑化の事業実施が特に必要な地区
 - ◇高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の実態と将来の方向性、実現可能性からみて、事業実施の必要性が特に高い地区であること
- ◆総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
 - ◇高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会、勤労の場の提供等、都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であること
- ◆境界の設定
 - ◇重点整備地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めること

※特定旅客施設：1日当たりの乗降客数が5,000人以上の鉄道駅など

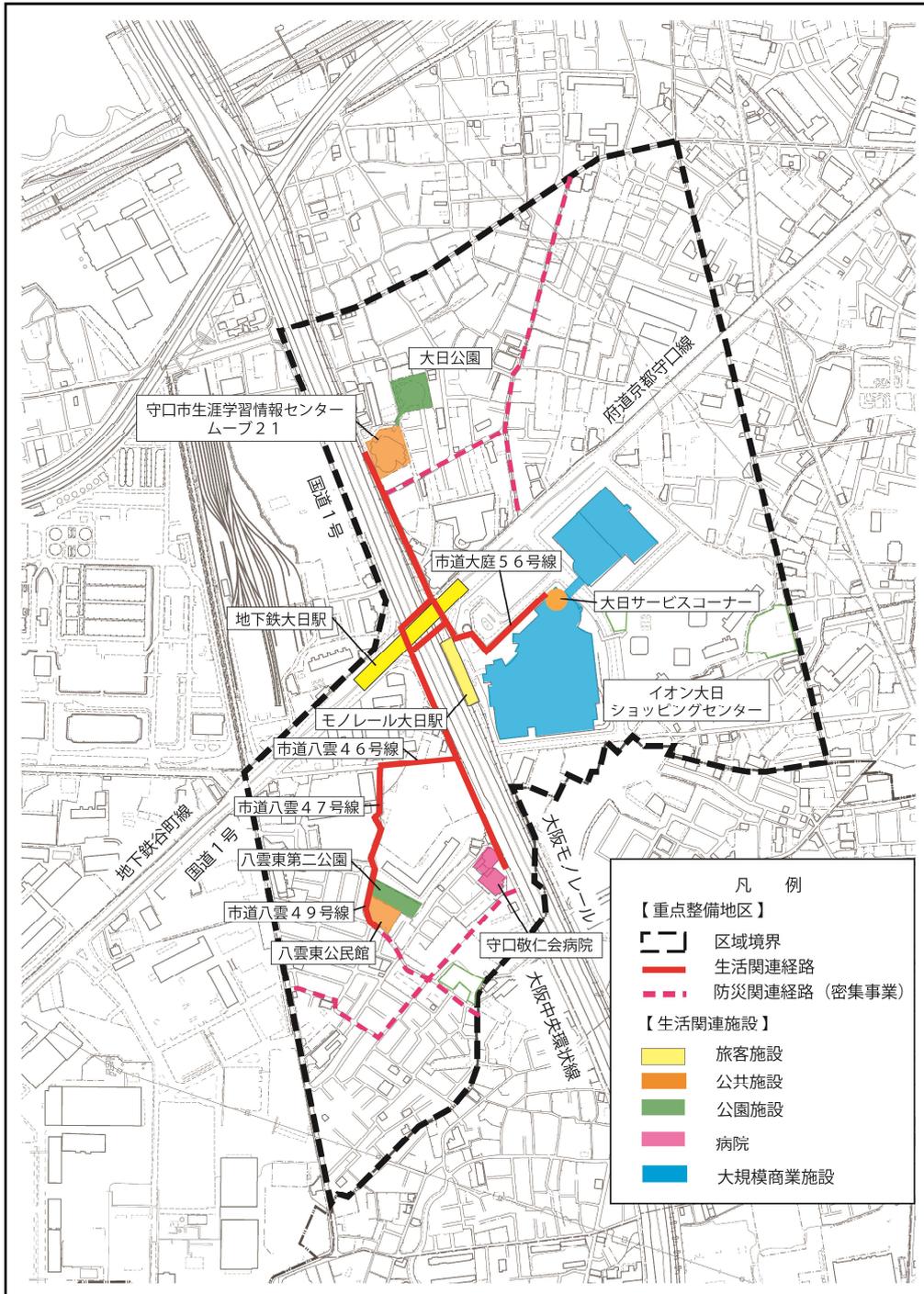
※特別特定建築物：不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物

2. 重点整備地区の区域の設定

守口市内では、すでに京阪滝井駅周辺地区、京阪守口市駅周辺地区、京阪西三荘駅周辺地区、京阪土居駅周辺地区の4つの重点整備地区があります。

今回の大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想における重点整備地区の位置は、国内の大動脈である国道1号と大阪府下の大環状道路である大阪中央環状線とが交差する下図の区域（約67ha）としました。

また、この大日交差点の地下には、国土交通省大阪国道事務所の大日地下道、大阪市交通局の地下鉄谷町線大日駅、地上には大阪高速鉄道(株)の大阪モノレール線大日駅が開設されています。



3. 生活関連施設及び生活関連経路等の選定

(1) 生活関連施設の選定

生活関連施設とは、多数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設となる鉄道駅や官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等です。また誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や、主として高齢者、障害者等が利用する福祉施設等を特別特定建築物と位置づけています。また、都市公園、路外駐車場等も対象となります。

これらに該当する施設から優先的にバリアフリー化を実施する必要性のある施設を生活関連施設として選定します。

① 特定旅客施設

特定旅客施設に該当する「地下鉄谷町線大日駅」「大阪モノレール線大日駅」を選定しました。

② 特別特定建築物

特別特定建築物に該当する不特定多数の者が利用する施設として、次の施設を選定しました。

○守口市生涯学習情報センター“ムーブ21”

○八雲東公民館

③ 都市公園

都市公園のうち次の施設を選定しました。

○大日公園

○八雲東第二公園

(2) 生活関連経路等の選定

生活関連経路は生活関連施設を相互に結ぶ経路であり、道路、駅前広場、通路などが対象となります。本基本構想では、生活関連施設である地下鉄谷町線大日駅、大阪モノレール線大日駅、守口市生涯学習情報センター“ムーブ21”、八雲東公民館に加え、特に日常多くの人々が利用すると考えられるイオン大日、守口敬任会病院を結ぶ経路を選定しました。

《生活関連経路》

○国道1号

○大日地下道

○大阪中央環状線

○市道八雲46号線

○市道八雲47号線

○市道八雲49号線

○市道大庭56号線

第6章 重点整備地区における整備目標

1. 実施する特定事業等

○公共交通特定事業

特定旅客施設において実施するエレベーターや障害者用トイレ等の整備のほか、鉄道、バス等の車両の整備に関する事業です。

○建築物特定事業

特別特定建築物において実施するエレベーターや障害者用トイレ等の整備に関する事業です。

○都市公園特定事業

都市公園において実施する園路、休憩所等の整備に関する事業です。

○道路特定事業

道路において実施する事業で、歩道の設置や拡幅、路面の改善等のほか、施設の場所を案内する標識の設置等に関する事業です。

○交通安全特定事業

感应式信号機や音響式信号機、道路標識や横断歩道等の道路標示の設置に関する事業のほか、違法駐車行為に対する取締りの強化や広報及び啓発活動に関する事業です。

○その他の事業

特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備に関する事業で、特定事業以外の事業となります。

2. 整備目標時期

特定事業の目標とする実施（着手等）時期は、次の通りです。

整備時期	年次
短期	平成23年～26年
中期	平成27年～29年
長期	平成30年～32年

※地権者等との調整や財政状況等により、整備時期が前後することがあります。

3. 実施する特定事業等の方針と整備概要

(1) 公共交通特定事業

【整備方針】

- ・高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、鉄道駅舎及びバス車両の公共交通移動等円滑化基準への適合に努めます。

【整備概要】

①地下鉄谷町線大日駅（事業者：大阪市交通局）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
駅舎内のバリアフリー化の推進				
職員教育の徹底				

②大阪モノレール線大日駅（事業者：大阪高速鉄道株式会社）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
駅舎内のバリアフリー化の推進				
職員教育の徹底				

③京阪バス（事業者：京阪バス株式会社）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
ノンステップバスの導入				
職員教育の徹底				



(2) 建築物特定事業

【整備方針】

・高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安全・安心に利用できるよう建築物移動等円滑化基準への適合に努め、建築物移動円滑化誘導基準や大阪府福祉のまちづくり条例等に準じた整備を目指します。

【整備概要】

①守口市生涯学習情報センター ムーブ21（事業者：守口市）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
建物内のバリアフリー化の推進				
職員教育の徹底				

②八雲東公民館（事業者：守口市）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
建物内のバリアフリー化の推進				
職員教育の徹底				



生涯学習情報センター“ムーブ21”

(3) 道路特定事業

【整備方針】

- ・高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安全・安心に利用できるよう移動等円滑化基準に基づいた道路の整備に努めます。

【整備概要】

①国道1号・大日地下道（事業者：国土交通省）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
エレベーターの設置 (大日交差点南西側及び北東側)				
安全で快適な歩行空間の確保				
視覚障害者誘導用ブロックの設置				

②府道大阪中央環状線（事業者：大阪府）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
安全で快適な歩行空間の確保				
視覚障害者誘導用ブロックの設置				



大日地下道

③守口市道八雲 46 号線（事業者：守口市）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
安全で快適な歩行空間の確保				
視覚障害者誘導用ブロックの設置				

④守口市道八雲 47 号線（事業者：守口市）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
安全で快適な歩行空間の確保				
視覚障害者誘導用ブロックの設置				

⑤守口市道八雲 49 号線（事業者：守口市）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
安全で快適な歩行空間の確保				
視覚障害者誘導用ブロックの設置				

⑥守口市道大庭 56 号線（事業者：守口市）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
安全で快適な歩行空間の確保				

(4) 都市公園特定事業

【整備方針】

高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安全・安心に利用できるよう都市公園移動等円滑化基準に適合した整備に努めます。

【整備概要】

①大日公園（事業者：守口市）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
出入口の段差解消				
公園内のバリアフリー化の推進				

②八雲東第二公園（事業者：守口市）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
出入口の段差解消				
公園内のバリアフリー化の推進				



八雲東第二公園

(5) 交通安全特定事業

【整備方針】

- ・ 高齢者や障害者をはじめ、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう、信号機等の交通安全施設の整備に努めます。
- ・ 道路管理者等への指導・助言及び規制の実施に努めます。

【整備概要】（事業者：大阪府公安委員会）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
不法駐車等の防止				
適切で安全な通行の啓発・指導				
音響付加信号機等への改良				

(6) その他事業

【整備方針】

高齢者や障害者等をはじめ、あらゆる人が安全・安心に利用できるよう通行の障害になる不法駐輪の自転車の撤去や啓発活動を行います。

【整備概要】

（事業者：守口市）

整備内容	実施時期			備考
	短期	中期	長期	
道路上の不法駐輪の解消				
案内板の充実				エレベーターの設置時



第7章 バリアフリー化の推進に向けて

この基本構想に基づき各施設の管理者がそれぞれ特定事業計画を作成し、バリアフリー化を実施していくこととなります。実施にあたっては、市民、障害者団体等、施設管理者、関係行政機関が綿密に連携しながら取り組みます。

また、重点整備地区以外の道路や施設についても、基本構想の理念に基づいてバリアフリー化を検討していきます。

1. 市民の皆様の役割

基本構想の実現に向けては、バリアフリー化に対する市民の皆様の理解と協力が不可欠です。また、市民の皆様には高齢者、障害者等の円滑な移動のための取り組みに積極的な協力が必要です。

2. 各事業者の役割

基本構想に基づきバリアフリー化を実施していきます。施設管理者の責務として、職員の意識の向上に努める必要があります。

3. 行政の役割

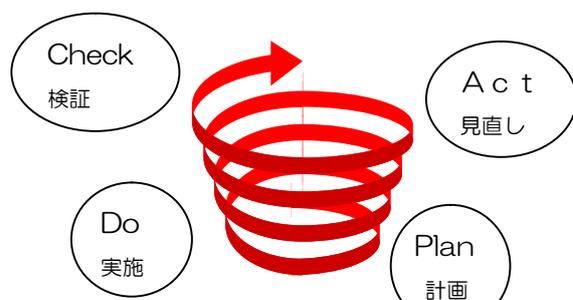
バリアフリー化の障害となる様々な問題解決には市民の皆様の協力が必要です。この為、市広報紙やホームページを活用して、継続的な啓発活動を実施します。

また、適切な職員研修などを実施していきます。

4. スパイラルアップ

スパイラルアップとは、螺旋のように回りながら上がって目的を達成することです。バリアフリー新法では、Plan（計画）・Do（実施）・Check（検証）・Act（見直し）のスパイラルアップが位置付けられています。

本格的な高齢社会が到来し、ユニバーサルデザインの考え方が浸透する中、バリアフリー化を進めるため、基本構想作成に関わった、高齢者・障害者等の当事者、一般市民、学識経験者、関係事業者及び行政の参加のもと、特定事業の進捗状況管理、検証評価、基本構想の見直し等を行うための新たな協議会等を立ち上げて検討し、段階的・継続的な取り組みに努めます。



スパイラルアップ図



参考資料1

大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想（以下「基本構想」という。）の作成及び実施に当たり、同法第26条第1項に規定する協議会として大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想の作成に関する協議
- (2) 基本構想の実施に係る連絡調整
- (3) 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進に関し必要な事項の調査及び検討

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 高齢者団体の代表者
- (4) 地域団体の代表者
- (5) 関係公共交通機関の代表者
- (6) 関係行政機関の代表者
- (7) 市職員
- (8) 関係施設設置管理者
- (9) その他市長が必要と認める者

3 委員は、前条各号に掲げる事務が終了したときに解嘱し、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員（第3条第2項第1号に掲げる者を除く。）がやむを得ず会議に出席で

きないときは、議長の許可を得て、その職務を代理する者を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会議に付すべき事案を専門的に検討するとともに、会長から命を受けた事務を行う。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名をする者をもって充てる。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を協議会に報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

参考資料2

大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会名簿

	メンバー構成	氏 名	摘 要
1	学識経験者等	岡山 敏哉	大阪工業大学工学部建築学科 教授(工学博士)
2	学識経験者等	高岡 武	守口市社会福祉協議会 会長
3	高齢者団体代表者	谷尾 昌之	守口市老人クラブ連合会 会長
4	身体障害者等団体代表者	高田 一	守口市肢体不自由児(者)父母の会 会長
5	身体障害者等団体代表者	竹内 豊	守口市身体障害者福祉会 会長
6	身体障害者等団体代表者	桑本 義美	守口市身体障害者福祉会 理事
7	身体障害者等団体代表者	阿佐 和幸	守口市視覚障害者福祉協会 会長
8	地域団体代表者	辻本 義昭	大日町連合会 会長
9	地域団体代表者	西口 義廣	庭窪地区運営委員会 委員長
10	地域団体代表者	野阪 博美	八雲東校区全町会連絡協議会 会長
11	地域団体代表者	梶原 溜	八雲東地区運営委員会 委員長
12	地域団体代表者	寺野 四郎	医療法人彩樹 守口敬任会病院 事務局長
13	地域団体代表者	森本 正三	イオンリテール株式会社 SC西日本事業部 イオン大日ショッピングセンター モールマネージャー
14	関係交通機関代表者	宮田 一夫	京阪バス株式会社 運輸部 枚方営業所 大阪地区長
15	関係交通機関代表者	麻野 吉史	大阪高速鉄道株式会社 技術部 施設課長
16	関係交通機関代表者	大矢 雅士	大阪市交通局 総務部 企画課長
17	関係行政機関関係者	下地 剛	国土交通省 近畿運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長
18	関係行政機関関係者	大森 卓哉	国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 事業対策官
19	関係行政機関関係者	大庭 泰明	大阪府 守口警察署 交通課長
20	関係行政機関関係者	兼 泰通	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 福祉タウン推進グループ 専門員
21	関係行政機関関係者	井上 泰正	大阪府 枚方土木事務所 維持管理課長
22	市 職 員	大西 和也	守口市 企画財政部 企画課長
23	市 職 員	北山 義人	守口市 教育委員会 生涯学習部 生涯学習課長
24	市 職 員	寺家 酉藏	守口市立八雲東公民館長
25	市 職 員	道家 厚美	守口市 福祉部 障害福祉課長
26	市 職 員	田中 潔	守口市 都市整備部 道路課長
27	市 職 員	砂口 順亮	守口市 都市整備部 交通対策課長
28	市 職 員	中西 敬次	守口市 都市整備部 公園課長
29	市 職 員	古川 政源	守口市 都市整備部 建築指導課長

参考資料3

大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想策定の経緯

日付	取組みの概要
平成23年6月8日	第1回 協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出について ・策定スケジュールについて ・重点整備地区（案）、生活関連経路（案）について ・市民アンケート調査について ・現地視察について
平成23年7月27日	現地視察（タウンウォッチング） 基本構想の策定に際し、現地の状況などを把握するとともに道路や各施設の改善点などについて意見を集約するために実施。
	第2回 協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・タウンウォッチングの結果について ・基本構想の案について（生活関連施設、生活関連経路、特定事業計画の決定）
平成23年8月10日～ 平成23年8月23日	市民の意見募集（パブリックコメント） ホームページを通じ基本構想の案を公表、意見募集
平成23年9月14日	第3回 協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントについて ・基本構想の決定について ・その他

大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想

平成23年 月

編集/発行 守口市都市整備部 都市計画課

住 所 〒570-8666

守口市京阪本通2丁目2番5号

T E L 06-6992-1685